

山梨県公報

第二千七百五十六号

平成二十九年

十二月二十五日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更……………七七七
- 道路の供用開始(二件)……………七七七
- 公 告
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………七七七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七七八
- 人事委員会
- 職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………七七八

告示

山梨県告示第三百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市石和町市部字鶴飼笛吹川右岸堤防地先から 笛吹市石和町八田字塚之越笛吹川右岸堤防地先まで	二・〇	二・〇	五〇八・〇
	新	二・〇	五〇八・〇
		四・五	

山梨県告示第三百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷山梨自転車道線	笛吹市石和町市部字鶴飼笛吹川右岸堤防地先から 笛吹市石和町八田字塚之越笛吹川右岸堤防地先まで	五四二・七	平成二十九年十二月二十七日

山梨県告示第三百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	上野原市桐原字梅久保向一二九八〇番一地从先から 上野原市桐原字梅久保向一二九九一番二地先まで	一一七・二	平成二十九年十二月二十五日

公 告

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土

地改良事業（農村災害対策整備事業山風呂地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月二十九日まで
- 三 縦覧場所 上野原市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年二月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年六月二十五日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市旭一丁目八百八十七番三十一、八百八十七番三十二、八百八十七番三十三、八百八十七番三十四、八百八十七番三十五、八百八十七番三十六、八百八十七番三十七、八百八十七番三十八、八百八十七番三十九、八百八十七番四十、八百八十七番四十二、八百八十七番四十三、八百八十七番四十四、八百八十七番四十五及び八百八十七番四十六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市 富士吉田市長 堀内茂

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十一号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

職員に関する規則の一部を改正する規則
職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

警察官 採用試験 A	警察官A（男性） 警察官A（女性） 警察官A（男性） 武道指導	巡査 であ る警 察官	教養試験 実技試験（警察官A（男性） ／武道指導）及び警察官B （男性） の職 のに限る。 人物試験 論文試験（警察官採用試験 Aに係るものに限る。） 作文試験（警察官採用試験 Bに係るものに限る。） 体力試験（警察官A（男性） ／武道指導）及び警察官B （男性） のを除く。 身体検査 資格調査
警察官 採用試験 B	警察官B（男性） 警察官B（女性） 警察官B（男性） 武道指導	巡査 であ る警 察官	教養試験 実技試験（警察官A（男性） ／武道指導）及び警察官A（男性） ／武道指導、警察官A（女性） ／武道指導）及び警察官B（女性） ／武道指導）及び警察官B（女性） ／武道指導）に係るものに限る。

別表第二中

を

警察官 採用試験 A	警察官A（男性） 警察官A（女性） 警察官A（男性） 武道指導	巡査 であ る警 察官	教養試験 実技試験（警察官A（男性） ／武道指導）、警察官A（女性） ／武道指導）及び警察官B（女性） ／武道指導）
------------------	--	----------------------	--

警察官採用試験 B	警察官 B (男性) 警察官 B (女性) 警察官 B (男性/ 武道指導)	警察官 A (女性/ 武道指導)
の職		
<p>官 B (男性/武道指導)に係るものに限る。)</p> <p>人物試験</p> <p>論文試験 (警察官採用試験 Aに係るものに限る。)</p> <p>作文試験 (警察官採用試験 Bに係るものに限る。)</p> <p>体力試験 (警察官 A (男性/武道指導)、警察官 A (女性/武道指導) 及び警察官 B (男性/武道指導) に係るものを除く。)</p> <p>身体検査</p> <p>資格調査</p>		

に改める。

別表第四警察官採用試験 A の項第二号の表中

警察官 A (男性/武道指導)

を

警察官 A (男性/武道指導)
警察官 A (男性/武道指導)

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番